第34号（第32条関係）

# 銃砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

<table>
<tr><td rowspan="3">申請人</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">㊞</td><td></td></tr>
<tr><td>許可証番号</td><td colspan="3">第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="9">変更した事項</td><td colspan="4">人定事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">旧</td><td>本籍</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">新</td><td>本籍</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">銃砲刀剣類関係　（許可番号：第　　号）</td></tr>
<tr><td>旧</td><td rowspan="2">□銃　砲<br>□刀剣類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>新</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の住所及び電話番号にはその者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。

２　申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　変更した事項のうち銃砲刀剣類関係欄には、該当するものの□内にレ点を記入すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。